

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【事業年度】	第5期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	AI CROSS株式会社
【英訳名】	AI CROSS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 典子（戸籍上の氏名 岡部 典子）
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号虎ノ門30森ビル
【電話番号】	03-6809-2555
【事務連絡者氏名】	取締役 菅野 智也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号虎ノ門30森ビル
【電話番号】	03-6809-2555
【事務連絡者氏名】	取締役 菅野 智也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	164,000	392,045	574,063	1,120,914	1,450,882
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△47,045	△26,095	486	95,192	170,004
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△47,180	△26,276	3,132	87,338	124,204
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	27,000	27,000	177,000	177,000	448,924
発行済株式総数 (株)	60,000	60,000	68,000	68,000	3,942,900
純資産額 (千円)	△20,180	△51,778	251,353	338,692	1,007,120
総資産額 (千円)	102,362	147,125	577,412	547,073	1,267,664
1株当たり純資産額 (円)	△336.35	△877.61	75.03	101.10	258.61
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△934.31	△443.51	1.02	26.07	35.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	33.96
自己資本比率 (%)	△19.72	△35.19	43.53	61.91	79.41
自己資本利益率 (%)	-	-	3.14	29.60	18.46
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	63.50
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	△20,482	105,514	198,717
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	△33,722	△90,424	△78,903
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	277,789	△26,134	453,544
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	272,819	261,775	835,133
従業員数 (人)	14	13	19	27	34
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(3)	(3)	(4)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標:-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	2,623
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,871

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第1期、第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第3期、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

7. 第1期、第2期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

8. 第1期から第4期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 当社は第3期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期、第2期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。
11. 当社は、2019年10月8日付けで東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第1期から第5期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2019年10月8日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第1期、第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
14. 第1期は、当社設立及び吸収分割による事業承継のため、2015年3月10日から2015年12月31日までの10ヶ月間となっております。
15. 当社は2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、AOSテクノロジーズ(株)において運営されていたSMS双方向配信プラットフォーム「AOSSMS（現AIX Message SMS）」及びビジネスチャット「InCircle」を事業承継いたしました。「AOSSMS（現AIX Message SMS）」は2011年9月、「InCircle」は2013年4月にリリースされております。当社設立以降の沿革については、以下のとおりであります。

2015年3月	東京都港区において、AOSモバイル(株)を設立
2015年6月	AOSテクノロジーズ(株)のSMS双方向配信プラットフォーム「AOSSMS」及びビジネスチャット「InCircle」を吸収分割により承継
2016年7月	「InCircle」にチャットボット機能を追加
2016年9月	プライバシーマーク取得（第21001169(01)号）
2017年3月	「双方向SMS配信装置及び双方向SMS配信方法」の特許を取得
2017年7月	(株)VOYAGE VENTURES、アコード・ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年8月	三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年9月	OS投資事業組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年10月	(株)エポラブルアジアを引受先とする第三者割当増資を実施
2017年12月	FENOX VENTURE COMPANY XI, L.P.を引受先とする第三者割当増資を実施
2018年7月	既存・新規株主による株式譲受により、AOSテクノロジーズ(株)のグループ会社から独立
2018年7月	AI CROSS(株)に社名を変更
2018年8月	ISO/IEC 27001:2013取得（認定番号12870）
2018年10月	研究担当部門として、AI X Labを新設
2019年3月	AI Analyticsサービス「People Engagement Cloud」をリリース
2019年5月	SMS双方向配信プラットフォームの名称を「AOSSMS」から「AIX Message SMS」へ変更
2019年5月	法人向けRCS配信代行サービス「AIX Message RCS」の申込受付を開始
2019年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社は「Smart Work, Smart Life」の理念のもと、AIなど先進のテクノロジーや第5世代(5G)移動通信システムを活用して、企業のさらなる業務効率向上と、働く従業員の多様な働き方の革新を支援するテクノロジーカンパニーです。

当社は、当該理念を達成するために顧客企業における生産性向上に資するサービスを展開しており、企業向けに、コミュニケーションを通じてEngagementを高めるためのビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業を行っております。

当社サービスはEngagementを高めるために、①顧客企業とエンドユーザーの保有するモバイル端末とのコミュニケーションを高めるための「メッセージングサービス」、②顧客企業内のコミュニケーションにフォーカスする「ビジネスチャットサービス」及び③その他のサービスとして当該コミュニケーションの品質向上のためのAIによる分析等を行う「AI Analyticsサービス」等を提供しております。

(1) メッセージングサービス

メッセージングサービスは、主にB2Cビジネスを営む国内外の事業者に対して、エンドユーザーの保有するモバイル端末にSMS(注1)の配信を行うための配信プラットフォームサービスであります。

SMSは、電話、メール、DM(郵便)などの従来のコミュニケーション手段に比べて、比較的安価な費用で一般消費者とのコミュニケーションが行えることから、様々な用途で利用されており、主な利用用途は以下のとおりです。

利用用途	内容
本人認証	Webサービスにおける本人確認に使用
業務連絡	登録派遣スタッフへの募集案内や面接日の連絡 重要事項の連絡、
事前通知	予約確認連絡、各種往訪日の連絡、商品の出荷通知
プロモーション	キャンペーン等の通知
督促	滞納者への督促

顧客企業のニーズに合わせて柔軟な提案を可能にするプランを取り揃えており、双方向のSMS配信(注2)が可能な機能や、配信者情報を表記する機能、決済機能、自動応答機能などがあります。

当社と契約した顧客企業は、当社の配信管理画面を操作またはAPI(注3)により携帯電話事業者の回線を介して一般消費者の持つ携帯端末にSMSを配信することができます。APIにおいては、SMS専用プロトコルであるSMP(注4)接続も可能となります。

当該サービスのビジネスモデルは、顧客企業、販売会社(以下、販社という)、アグリゲーター(注5)と契約締結し、初期等のカスタマイズ料と配信通数等に応じた月額の利用料の収益を計上し、携帯電話事業者に対するSMS配信に係る利用料とサーバー利用料等を費用に計上します。

携帯電話事業者が認める正規配信ルートによりSMS配信サービスを提供するにはすべての携帯電話事業者(注6)と直接契約締結する必要があり、当社は直接契約を締結しております。

また、SMSの次世代規格ともいわれるRCS(注7)について、法人向け+メッセージ(注8)配信サービス「AIX Message RCS」の無料トライアル受付を2019年5月に開始し、本サービス提供開始時期は未定であります。

なお、メッセージングサービスのプラットフォームの名称は以下のとおりです。

プラットフォーム名称	内容
AIX Message SMS	SMS配信プラットフォーム
AIX Message RCS	RCS配信プラットフォーム

*SMS配信プラットフォームの名称を2019年5月に「AOSMS」から「AIX Message SMS」へ変更しております。

(2) ビジネスチャットサービス

ビジネスチャットは、企業における業務連絡やビジネス上のコミュニケーションを行うための利用を想定したサービスであります。

当社は、自社及び外注先を活用して、ビジネスチャットサービスである「InCircle」を提供しております。当該サービスを顧客に直接販売、または販社を介して顧客に間接的に販売しております。

「InCircle」は、シンプルな操作性に加えて、端末、通信経路、サーバーと三段階にわたって暗号化されており、セキュアなビジネスチャットになります。

サービスの提供形態としましては、SaaS版（Software as a Service）によるサービスの提供のほか、顧客企業の保有するサーバーにインストールして利用するオンプレミス型、OEM提供があります。

また、「InCircle」はチャットボット機能を活用し、文書管理アプリや名刺管理アプリ等、外部のさまざまな業務ツールと連携しており、これらの機能を活用することによって、日々の業務を効率化することができます。

主な顧客の利用シーンは以下のとおりです。

顧客業種	利用シーン
新聞社	取材情報の共有
建設会社	現場情報の共有
金融機関	障害情報の共有
小売業	店舗情報の共有

ビジネスチャットサービスのビジネスモデルは、顧客企業または販社と契約締結し、初期設定やカスタマイズによる収入と利用者ID数に応じた月額利用料を収益計上しており、サーバー利用料等を費用として計上しております。

(3) AI Analyticsサービス

当社は、AI技術を活用したEngagementを高めるための研究を行っております。

この研究をもとに、ビジネスチャット上に蓄積されたメッセージデータやHR関連データの分析を行い、離職率の低下・ハイパフォーマーの発掘・効率的なチーム構成支援等、業界固有の課題に特化したAI Analyticsの開発・提供を構想しており、その第一弾として、2019年3月より某人材派遣大手に対して離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」を提供開始しました。

当該サービスは、顧客企業にあるビジネスチャットのメッセージデータを当社AIエンジンによって分析し、スコアを算出してファイルを提供することで、顧客企業の課題解決につながる提案をしております。

当該ビジネスモデルは、導入・カスタマイズによる収入とライセンス数などに応じた月額利用料を収益計上しており、サーバー利用料等を費用として計上しております。

(4) その他

上記3つのサービスに該当しないサービスについては、その他サービスにしており、2018年12月期においてはシステム受託開発を行いました。

(注1) SMS：ショートメッセージサービス。相手先の電話番号だけで文字情報を送受信できるサービス。

(注2) 双方向のSMS配信：企業から一般消費者への一方的なSMS配信だけでなく、一般消費者からの返信が可能な配信。

(注3) API：アプリケーションプログラミングインターフェース。ソフトウェアが連携することが可能になる仕様。

(注4) SMPP：Short Message Peer-to-Peer。ショートメッセージデータを転送するための業界標準プロトコル。

(注5) アグリゲーター：SMS配信需要をとりまとめて、大量のSMS配信を行う企業であり、主に海外アグリゲーター。

(注6) 携帯電話事業者：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社などの携帯会社。

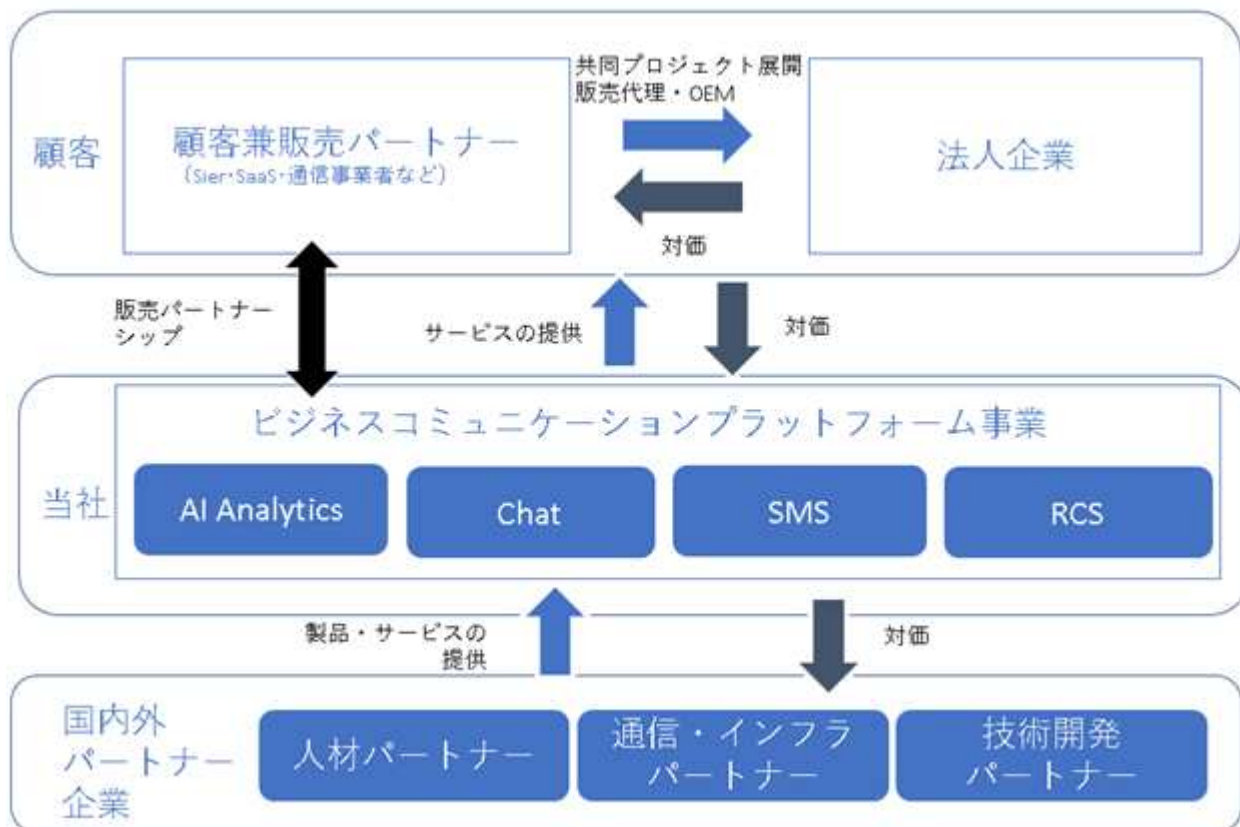
(注7) RCS：Rich Communication Services。GSMA（注9）で世界的に標準化されている次世代メッセージングサービスの国際規格。

(注8) +メッセージ：KDDI、NTTドコモ、ソフトバンクの携帯3キャリアが中心となって提供する、RCSに準拠した次世代メッセージングサービス。電話番号を宛先にして、動画や音声などのリッチコンテンツのほか、画像やスタンプ、最大2,370文字のメッセージなどの送受信が可能になり、法人向け機能の拡充により、企業にとって全く新しいユーザーコミュニケーションの実現を可能にするデジタルツールとして注目されるサービス。

(注9) GSMA：携帯通信事業者の業界団体「GSM Association」の略称。2Gの通信方式「GSM」の普及を目的として1995年に設立され、約800社の携帯電話事業者を中心に、220か国から1,000社以上が参加している業界最大の団体。

[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
34 (4)	38.1	2.0	6,197

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 従業員数が当期中において、5名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「Smart Work, Smart Life～テクノロジーでビジネススタイルをスマートに」をミッションに掲げております。ミッションの実現に向けて、当社ではITを活用して顧客の業務を効率化するサービスを提供することで、企業と働く人の生産性向上に貢献し続けてまいりたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社は、SMSの配信プラットフォーム「AIX Message SMS」とビジネスチャット「InCircle」を主力サービスとして位置付け、顧客への直販及び販売代理店の開拓により事業を拡大してまいりました。更なる収益拡大のため、営業活動や販促活動を通じた新たな顧客及び代理店の開拓のほか、既存顧客との関係強化のため、多様なニーズに対応することができる新機能の充実に取り組んでまいります。

SMSの配信プラットフォームにおいては、2018年5月から株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の大手3キャリアから、SMSの次世代規格である、「RCS (Rich Communication Services)」に準拠した「+メッセージ (プラスメッセージ)」サービスが提供されておりますが、当社でも同サービスに対応した新たな企業向けサービスを提供予定であります。また、多様なニーズに対応するために、当社プラットフォーム上において、AI (人工知能) でキーワードを検出分析するソリューションを提供していく予定であります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、収益性と効率性の拡大に伴い企業価値の向上を経営目標としております。経営指標としては、「売上高」「営業利益率」を重視しております。

(4) 経営環境

わが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら、米国の保護主義的な政策による貿易摩擦の懸念や、米中貿易摩擦の動向、中東における原油情勢などのリスク要因も抱えており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社がサービスを展開するビジネスコミュニケーションプラットフォーム関連の国内市場は成長を続けており、2022年にはSMSの利用法人数が28,100社、配信数が3,120百万通にも及ぶという調査結果(出所:ミック経済研究所「2022年度まで年平均成長率(CAGR)40%以上のA2P-SMS市場」)や、2018年5月から株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の大手3キャリアから、SMSの次世代規格である、「RCS (Rich Communication Services)」に準拠した「+メッセージ (プラスメッセージ)」サービスが提供されたという環境変化があります。今後も、本人認証や未入金督促等の通知だけでなく、RCSが適したプロモーション、マーケティングオートメーションとの連携が進むことで、関連市場は高い成長を続けていくものと予測されております。

(5) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 顧客基盤の拡充

当社は、事業をより一層拡大してゆくために、サービスの顧客基盤を拡充することが重要であると考えております。そのため、セールス・マーケティング活動の推進による新規顧客を獲得するとともに、サービスの用途開発やクロスセルによる既存顧客のアップセルに取り組んでまいります。

② システムの強化

当社は、収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員体制の強化及びサーバーの拡充に努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保

当社は、ユーザーの多様なニーズを捉え、新しい技術を取り入れて、速やかにサービスを開発していくため、優秀な人材の確保・能力の向上が必要であると考えております。そのため、人材紹介会社や採用媒体の積極的な活用、広報活動を通じた知名度の向上等、継続的な採用活動を行ってまいります。また、福利厚生

の充実や働きやすい環境の整備、社内の研修体制の強化を図ることで、優秀な人材の確保に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑤ 知的財産権の確保

当社では、日々の開発業務から生じた新規性のある独自技術を保護するために、当社単独または共同開発企業と共同で、特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AIに関する開発分野においては、多くの国内外企業が積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると考えております。今後、さまざまな業界において有用な知見が得られることが期待されるため、他社に先駆けて戦略的な特許権等の取得に取り組んでまいります。

⑥ 新技術への対応

当社が事業を行うAI関連の技術は、世界的に研究開発が活発に行われております。このような環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくためには、さまざまな新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。そのため、最先端の情報収集に努め、最先端の技術の開発と導入を行いながら技術力の向上に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載は、当社株式への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありませんので、ご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場動向に係るリスク

当社が属するSMS配信プラットフォーム及びビジネスチャットの国内市場は成長を続けており、サービスの導入が進むことによって、今後も高い成長を続けていくことが予想されます。しかしながら、市場の成長ペースが大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様のペースで順調に成長しない可能性があります。さらに、市場が成熟していないため、今後、新規参入等により市場シェアの構成が急激に変化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社に係るリスク

当社のビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業については、本書提出日現在において、国内外に競合他社が存在しております。当社としましては、これまで培ってきた技術を生かして、顧客のニーズに合致したサービスの開発を継続してまいります。競争環境のさらなる激化等、競合の状況によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 取引先に対する依存に係るリスク

① 販売先に関するリスク

当社の売上高のうち、メッセージングサービスの主要顧客であるOPENMARKET LIMITEDに対する売上高の占める割合は第3期 38.64%、第4期 22.64%、第5期においては15.39%と減少傾向で推移しております。しかしながら、当該企業との取引額は全体の10%を超えており、同社の方針変更等により大幅に金額が減少した場合に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 仕入先に関するリスク

SMS配信プラットフォームを運営するにあたり、当社は主要な携帯電話事業者3社と直接接続契約を締結しており、当社では企業から依頼された配信コンテンツを当社システムから携帯電話事業者のSMS配信ルートを利用して、一般ユーザーに配信しております。現在、携帯電話事業者と当社との間の契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、携帯電話事業者の経営方針が変更となった場合、SMS送信単価の引き上げ等が実施された場合、その他何かしらの事情により当社といずれかの携帯電話事業者との契約が継続できなかった場合に、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、SMSの次世代規格である、「RCS (Rich Communication Services)」の代行サービスは、各キャリアの意向に重要な影響を受けるものであり、サービス提供の時期等が遅れるなどした場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新に係るリスク

当社が、サービスを提供するAI技術を活用した業界においては新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素を取り入れてまいります。また、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、新技術への対応のため、予定していないシステムの投資が必要となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) システム障害に係るリスク

当社の事業は、サービスの基盤をインターネットに依存しているため、自然災害や事故等により通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能となる場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバーが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

更には、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社といたしましては、定期的なシステムのバックアップを実施するとともに、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用ができるような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償請求等により直接的な損害が生じる可能性のほか、当社及び当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成に係るリスク

当社が、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保、育成することが重要な課題となります。現在も採用活動による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修・育成等、人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、人材の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 顧客情報の管理に係るリスク

当社は、提供するサービスに関連して顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、プライバシーマーク（有効期限：2020年10月16日）及びISO/IEC 27001:2013（有効期限：2021年8月28日）を取得しているほか、情報セキュリティに関する方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。しかしながら、このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、個人情報に関する事故等の発生や重大な認証違反があり不適合の是正進捗がない場合は、認証取消となり当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制に係るリスク

①電気通信事業法

当社は、電気通信事業者として総務省に届出を行っており、電気通信事業法に基づく通信役務の提供を行っております。現在のところ、当社の事業に対する同法による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、社会情勢の変化等により当社の事業展開を阻害する規制の強化等が行われる可能性はあり、万一かかる規制の強化がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当該法令に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められた場合、許認可取消を受ける可能性があります。

当社は、当該法令の遵守に努めており、本書提出時点において、こうした取消事由に該当する事項は生じておりませんが、かかる事態が発生した場合には、当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的としており、SMS配信も対象となっております。当社では、SMS配信審査の中で法令違反が発生しないように利用目的を事前に確認する等の対応を行っておりますが、万一当社顧客が法令違反をし、業務改善命令や罰則等を受けた場合に当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産権に係るリスク

当社は、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分注意を払っております。しかしながら、今後当社が属する事業分野において第三者の権利侵害が成立した場合は、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払いが発生する可能性があり、また当社の知的財産権が侵害された場合においても、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、事故等に係るリスク

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の監視等によりトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社所在地周辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の破壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制に係るリスク

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

そのためにも、当社では内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は2015年にAOSテクノロジーズ(株)のモバイル部門を吸収分割により承継しており、最近まで当時の関係会社に管理業務を委託していたため、独立した管理部門を設けてから期間が浅く、また、小規模組織のため少人数の人材に依存しております。当社では特定の人材に過度に依存しないよう組織的な経営体制を整備し、一般的な経営リスクの軽減に努めると共に、管理体制の整備・強化を図っておりますが、従業員の社外流出、あるいは従業員等の業務遂行に支障が生じた場合等に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株主価値の希薄化に係るリスク

当社は、取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、新株予約権を付与しているほか、今後も優秀な人材確保のため新株予約権を発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与する新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は285,800株であり、発行済株式総数3,943,900株の7.24%に相当しております。

(13) 資金使途に係るリスク

公募増資による調達資金の使途につきましては、主にシステム開発費用、借入金の返済、及び今後の事業拡大に必要な人件費や人材採用費、に充当する予定です。しかしながら、当社の属する業界において、急速に事業環境が変化することも考えられ、それに伴う今後の事業計画の見直し等により、本書提出日現在における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

(14) 訴訟等に係るリスク

当社では、これまでに訴訟は発生しておりません。しかしながら、将来において当社の取締役、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性は否定できません。かかる訴訟が発生した場合には、その内容や賠償金額によって、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における総資産は1,267,664千円となり、前事業年度末に比べ720,590千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加573,358千円、売掛金の増加107,406千円、差入保証金の増加33,482千円によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は260,544千円となり、前事業年度末に比べ52,163千円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加40,981千円、未払金の増加40,599千円、未払法人税等の増加31,262千円、1年内返済予定の長期借入金の減少30,000千円、長期借入金の減少42,500千円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は1,007,120千円となり、前事業年度末に比べ668,428千円増加いたしました。これは主に、新規上場に伴う増資等による資本金及び資本剰余金の増加543,849千円、当期純利益の計上による利益剰余金の増加124,204千円によるものであります。

②経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら、米国の経済政策による貿易摩擦の懸念や、米中貿易摩擦の動向、中東における情勢などのリスク要因も抱えており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、日本における2019年9月末時点の移動系通信の契約数は、1億8,326万回線（前年同期比4.1%増）と増加が続いております（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（2019年度第2四半期（9月末）」）。また、当社がターゲットとする働き方改革ICT市場におきましては、日本企業におけるICTの導入済み企業は70.2%と他国と比べて10%～25%低い水準となっており、今後市場の拡大が期待されております（出所：「情報通信白書平成30年版」）。

このような事業環境のもと、当社は、“Smart Work, Smart Life～テクノロジーでビジネススタイルをスマートに”をミッションとして、メッセージングサービス「AIX Message SMS」及びビジネスチャットサービス「InCircle」を通じた、ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業を運営してまいりました。また、AIを活用した新サービスであるAI Analyticsサービス「People Engagement Cloud」を第1四半期にリリースしております。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高1,450,882千円（前事業年度比29.4%増）、営業利益190,533千円（同89.3%）、経常利益170,004千円（同78.6%）、当期純利益124,204千円（同42.2%）となりました。

なお、当社はビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ573,358千円増加し、835,133千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は198,717千円（前事業年度は105,514千円の収入）となりました。これは主に、収入として税引前当期純利益160,541千円、減価償却費42,094千円、仕入債務の増加46,942千円、未払金の増加39,910千円、支出として売上債権の増加107,405千円、法人税等の支払額19,446千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は78,903千円（前事業年度は90,424千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出44,270千円、差入保証金の差入れによる支出34,187千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は453,544千円(前事業年度は26,134千円の支出)となりました。これは主に、新規上場に伴う株式の発行による収入541,827千円、長期借入金の返済による支出72,500千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業	1,450,882	129.4
合計	1,450,882	129.4

(注) 1. 当社の事業セグメントは、ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績は次のとおりです。

サービスの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
メッセージングサービス	1,197,040	147.3
ビジネスチャットサービス	221,742	124.3
AI Analyticsサービス	32,100	-
その他	-	-
合計	1,450,882	129.4

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
OPENMARKET LIMITED	253,767	22.64	223,317	15.39
不動産信用保証株式会社	130,000	11.60	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において認識及び分析・検討したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的であると考えられる見積りについては、過去実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当事業年度末における総資産は、1,267,664千円となり、前事業年度末に比べ720,590千円増加いたしました。これは主に流動資産において現金及び預金の増加573,358千円、売掛金の増加107,406千円、固定資産において差入保証金の増加33,482千円があったこと等によるものであります。また負債合計は、260,544千円となり、前事業年度末に比べ52,163千円増加いたしました。これは主に、流動負債において買掛金の増加40,981千円、未払金の増加40,599千円、未払法人税等の増加31,262千円、1年内返済予定の長期借入金の減少30,000千円、固定負債において長期借入金の減少42,500千円があったこと等によるものであります。純資産合計は、1,007,120千円となり、前事業年度末に比べ668,428千円増加いたしました。これは主に、新規上場に伴う増資等による資本金及び資本剰余金の増加543,849千円、当期純利益の計上による利益剰余金の増加124,204千円によるものであります。

b. 経営成績

(売上高、売上原価及び売上総利益)

当事業年度の売上高は1,450,882千円(前年同期比29.4%増)であり、前事業年度より329,968千円増加いたしました。これは主にSMS配信プラットフォーム「AOSSMS(現AIX Message SMS)」が好調に推移したことによるものであります。また、売上原価は859,826千円(前年同期比24.7%増)、売上総利益は591,055千円(前年同期比37.0%増)となり、サービスの拡張等により売上原価が増加し売上総利益率は、前事業年度の38.5%に対して当事業年度は40.7%となっております。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は400,521千円(前年同期比21.1%増)であり、前事業年度より69,857千円増加いたしました。主な要因としましては、営業体制強化に伴う人件費等の増加、ブランディング及び認知度向上に伴う広告宣伝費の増加などによるものであります。この結果、営業利益は190,533千円(前年同期100,636千円)となり、前事業年度より89,896千円増加いたしました。収益性の拡大と効率化に伴い、営業利益率は、前事業年度9.0%に対して当事業年度は13.1%となっております。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度の営業外収益は68千円であります。また当事業年度の営業外費用は20,596千円であります。この結果、経常利益は170,004千円(前年同期95,192千円)となり、前事業年度より74,811千円増加いたしました。

(当期純利益)

法人税等合計にて、36,337千円を計上しております。この結果、当期純利益は124,204千円(前年同期87,338千円)となり、前事業年度より36,866千円増加いたしました。

c. キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、営業活動によるキャッシュ・フローのほか、一部資金を金融機関からの借入等により調達しております。なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は835,133千円となっており、当面事業を継続していく上で十分な流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

携帯通信事業者との契約

相手方の名称	契約又は申込の名称	契約期間又は申込日
(株)NTTドコモ	電気通信サービスの提供に関する契約書	2018年11月1日から2020年10月31日
KDDI(株)	SMS（Cメール）配信システム使用契約書	2013年7月1日から2014年6月30日 （以後1年毎の自動更新）
ソフトバンク(株)	接続契約申込書	利用開始申込日 2012年5月9日
ソフトバンク(株)	API接続契約申込書	利用開始申込日 2017年12月8日

5 【研究開発活動】

当社は、研究開発部門である「AI X Lab」において、AI技術を活用したビジネスコミュニケーションプラットフォームの研究開発を行っております。研究開発体制としては、当該分野における研究経験や製品の開発経験がある者等、高い専門性を有するメンバーを中心に研究開発を行うとともに、当該分野の第1人者である東京大学の杉山将教授も顧問に加わっていただいております。

なお、当社はビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度における研究開発費の総額は31,657千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、39,195千円であります。その主なものは、サービスの品質向上を目的としたシステムの開発によるものであります。

なお、当社はビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度に実施した重要な設備（ソフトウェア）の除却は12,617千円（取得価額）であり、重要な設備の売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	960	557	91,554	93,072	34 (4)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,942,900	3,943,900	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
計	3,942,900	3,943,900	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権A

決議年月日	2017年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7(注)1
新株予約権の数(個)※	500[480]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 25,000[24,000](注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	667(注)3、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年3月1日 至 2026年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 667 資本組入額 333.5(注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名となっております。

2. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転を行なう場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

4. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)まで、その権利を行使できない。

- ③ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度においてのみ行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1株未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- a. 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の20%
 - b. 上場日から1年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の40%
 - c. 上場日から2年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の60%
 - d. 上場日から3年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の80%
 - e. 上場日から4年間を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならない。1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第1回新株予約権B

決議年月日	2017年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9（注）1
新株予約権の数（個）※	3,106
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 155,300（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	667（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月1日 至 2026年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 667 資本組入額 333.5（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員8名となっております。

2. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転を行なう場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

4. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)まで、その権利を行使できない。
- ③ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度においてのみ行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1株未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- a. 上場日から1年間
 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の20%
- b. 上場日から1年間を経過した日から1年間
 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の40%
- c. 上場日から2年間を経過した日から1年間
 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の60%
- d. 上場日から3年間を経過した日から1年間
 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の80%
- e. 上場日から4年間を経過した日から行使期間の末日まで
 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならない。1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年1月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 4（注）1
新株予約権の数（個）※	530
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 26,500（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	750（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年1月20日 至 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 750 資本組入額 375（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	750（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2020年2月16日 至 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 750 資本組入額 375（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
5. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注）1
新株予約権の数（個）※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	750（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年4月1日 至 2028年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 750 資本組入額 375（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。
2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のう

ち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である) 2 当社従業員 1(注)1
新株予約権の数(個)※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	750(注)3、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年4月15日 至 2028年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 750 資本組入額 375(注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役(監査等委員である)2名となっております。

2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4. ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」とい

う。)の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)※	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	900(注)2、5
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月30日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 900 資本組入額 450(注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があるものと当社が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
5. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 25,000（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	900（注）3、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年3月30日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 911（注）4、7 資本組入額 455.36（注）7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

第8回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	900（注）3、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年5月23日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 911（注）4、7 資本組入額 455.36（注）7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注） 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき535円で有償発行しております。
2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

4. 発行価格は、本新株予約権の行使時の払込金額1株当たり45,000円と本新株予約権の発行価額1株当たり535円を合算しております。
5. ①新株予約権者は、新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、正当な理由があるものと当社が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所の市場に上場されている場合で、かつ、当社に適用される金融商品取引所の有価証券上場規程に基づき最初に開示される第2四半期決算短信の開示日の翌日から当社4営業日目までの間及び通期決算短信の開示日の翌日から当社4営業日目までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。ただし、当社が別段の取扱いを定めた場合は、この限りではない。
- イ. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ロ. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ハ. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ニ. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ヘ. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ト. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - チ. 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ④新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- ⑤各新株予約権の一部行使はできない。
6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
7. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年3月10日 (注) 1	26,000	26,000	10,000	10,000	3,000	3,000
2015年6月1日 (注) 2	34,000	60,000	17,000	27,000	-	3,000
2017年7月11日 (注) 3	2,130	62,130	39,937	66,937	39,937	42,937
2017年8月2日 (注) 4	2,000	64,130	37,500	104,437	37,500	80,437
2017年9月29日 (注) 5	1,400	65,530	26,250	130,687	26,250	106,687
2017年10月2日 (注) 6	267	65,797	5,006	135,693	5,006	111,693
2017年12月20日 (注) 7	2,203	68,000	41,306	177,000	41,306	153,000
2019年7月1日 (注) 8	3,332,000	3,400,000	-	177,000	-	153,000
2019年10月7日 (注) 9	450,000	3,850,000	225,630	402,630	225,630	378,630
2019年11月1日 (注) 10	91,200	3,941,200	45,727	448,357	45,727	424,357
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注) 11	1,700	3,942,900	566	448,924	566	424,924

(注) 1. 当社創立、発行価格500円、資本組入額384円

主な割当先 (株)IBIサーチ、原田 典子(戸籍上の氏名 岡部 典子)、PAYMENT VENTURES LLC.、他14名。

2. 吸収分割に伴う新株発行、発行価格500円、資本組入額500円

主な割当先 AOSテクノロジーズ(株)

3. 有償第三者割当、発行価格37,500円、資本組入額18,750円

主な割当先 (株)VOYAGE VENTURES、アコード・ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合

4. 有償第三者割当、発行価格37,500円、資本組入額18,750円

主な割当先 三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合

5. 有償第三者割当、発行価格37,500円、資本組入額18,750円

主な割当先 OS投資事業組合

6. 有償第三者割当、発行価格37,500円、資本組入額18,750円

主な割当先 (株)エボラブルアジア

7. 有償第三者割当、発行価格37,500円、資本組入額18,750円

主な割当先 FENOX VENTURE COMPANY XI, L.P.

8. 株式分割による増加(普通株式1株につき50株)

9. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,090円

引受価額 1,002.80円

資本組入額 501.40円

払込金総額 451,260千円

10. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,002.80円

資本組入額 501.40円

割当先 株式会社SBI証券

11. 新株予約権の行使による増加であります。

12. 2020年1月1日から2020年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ333千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	32	41	14	6	3,813	3,909	-
所有株式数（単元）	-	532	6,094	11,738	3,133	64	17,849	39,410	1,900
所有株式数の割合（%）	-	1.35	15.46	29.78	7.95	0.16	45.29	100	-

（注）自己株式50,000株は、「個人その他」に500単元を含めて記載しております。

（6）【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社IBIサーチ	神奈川県鎌倉市大船1-23-16-504	580	14.90
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	170	4.37
岡部典子	東京都港区	146	3.76
株式会社AIB	愛媛県松山市河原町5-5	127	3.28
東京電力フロンティアパートナーズ合同会社	東京都中央区銀座2-11-15	114	2.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) （常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内2-7-1）	105	2.70
株式会社アウトソーシングテクノロジー	東京都千代田丸の内1-8-3	101	2.61
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2-3-4	90	2.31
株式会社VOYAGEVENTURES	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	81	2.08
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	74	1.91
計	-	1,590	40.85

（注）前事業年度末において主要株主であった株式会社バクトルは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 50,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,891,000	38,910	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,900	-	-
発行済株式総数	3,942,900	-	-
総株主の議決権	-	38,910	-

②【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
AI CROSS株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号	50,000	-	50,000	1.27
計	-	50,000	-	50,000	1.27

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	50,000	-	50,000	-

(注) 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、保有自己株式数については、株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置付けておりますが、現在、当社は成長過程にあると考えているため、収益基盤の強化及び事業領域の拡大のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、今後においても将来の事業展開と財務体質の強化を目的に、必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資に有効活用していく所存であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、期末配当を行う基準日は毎年12月31日、中間配当を行う基準日は毎年6月30日であり、その他基準日を定めることができます。

なお、今後の配当実施の可能性及び、その実施時期、毎事業年度における配当の回数等については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監査機能を発揮すること、並びに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2018年3月30日開催の定時株主総会における定款変更により、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、独立性の高い社外取締役及び監査等委員会による監督、監査機能の充実を図ることは、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的な企業価値を向上に資すると考え、現在の体制を採用しております。

各機関等の内容は次のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 原田典子が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）菅野智也、同 櫻井稚子、監査等委員である取締役 鈴木さなえ、同 田中正則、同 仙石実の計6名で構成されております。このうち、田中正則及び仙石実は社外取締役であります。事業内容に精通した業務執行取締役による迅速な意思決定が図られる一方、当社とは特別の利害関係がない社外取締役が取締役会の意思決定に参加することで、経営の健全性・透明性が担保されております。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役 鈴木さなえ、同 田中正則、同 仙石実の3名で構成されております。このうち、田中正則及び仙石実は社外取締役であり、また、東証証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。鈴木さなえは常勤監査等委員であります。

監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監督しております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

c. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は取締役を中心に構成されております。原則として四半期に1度開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進およびコンプライアンスの徹底を図っております。

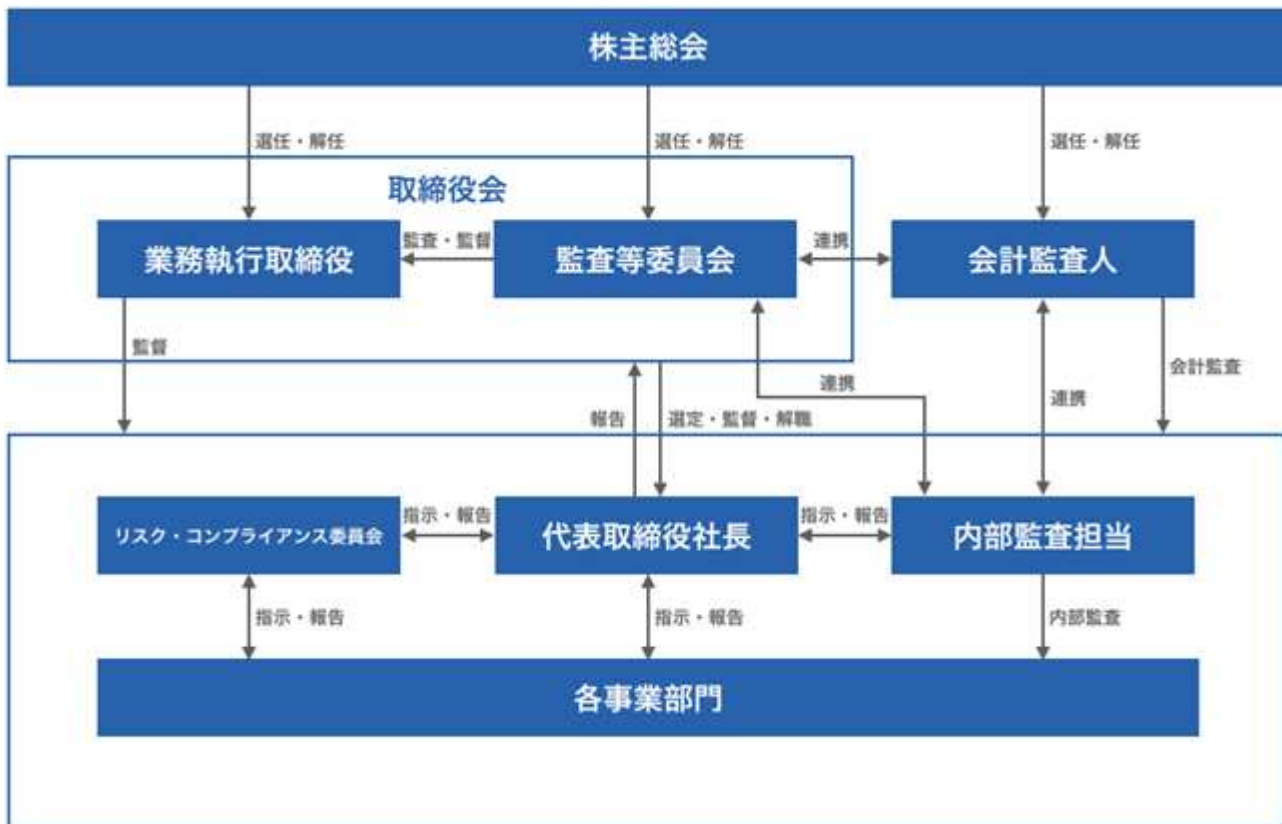
e. 会計監査人

会計監査人による外部監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けております。監査等委員会においては、会計監査人より四半期毎の監査の報告、内部統制システムの状況及びリスクの評価等についての説明、意見・情報交換、重要な会計的課題について適宜相談するなど、相互の連携を図っております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

f. 弁護士等その他第三者の状況

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行っております。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社では業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、リスク・コンプライアンス規程を定める。
- ・ 代表取締役社長を最高責任者とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ・ 内部監査担当を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ・ 使用人等が、法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定するとともに、内部通報窓口を設置する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係わる情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書情報管理規程に従いこれらを保存、管理する。
- ・ 取締役の職務執行に係わる上記文書等は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

- ・中期経営計画を定期的に策定し、計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部門において目標達成に向け具体策を実行する。
 - ・取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役社長に委任することができる。
- ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・代表取締役社長を最高責任者とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関する重要課題を審議する。
 - ・リスク・コンプライアンス規程において、リスク管理に関する重要事項の取扱いについて定める。
 - ・内部監査担当を設け、業務運営の適正性・リスクに関する内部監査を行う。
- ホ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査等委員会を補助するために、専任または兼任の所属員を配置する。
 - ・所属員に関する任命・異動・人事評価等は、監査等委員会の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
 - ・所属員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助する。
- ヘ. 監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員は、取締役会において業務執行取締役から担当する業務の執行状況について定期的に報告を受ける。
 - ・代表取締役社長は、業務執行取締役の選解任または辞任並びにその報酬について、監査等委員会に適切適切に報告を行う。
 - ・業務執行取締役は、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査等委員会に報告を行う。
 - ・監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
 - ・当社の役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の内部通報窓口を使用することなく、監査等委員会又は監査等委員に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ト. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
 - ・監査等委員会は、必要により独自に外部専門家等を合理的な範囲で活用ことができ、この場合の費用は当社が負担する。
- チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当者との連携を図る。
 - ・監査等委員会は、毎年、監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
 - ・監査等委員会は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
 - ・監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会秩序に脅威をあたえるような反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
 - ・当社は、反社会的勢力に対しては、管理部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
- b. リスク管理体制の整備の状況
- 当社では、「リスク・コンプライアンス規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役である者を除く。）全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に規定しております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性3名 女性3名 (役員のうち女性の比率50.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	原田 典子 (戸籍上の氏名 岡部 典子)	1974年4月2日	1998年4月 SAPジャパン(株)入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ(株)入社 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍 2011年11月 AOSテクノロジーズ(株)転籍 2015年3月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	146,250
取締役	菅野 智也	1979年3月12日	2001年4月 富士ソフト(株)入社 2014年4月 同社ソリューション事業本部イン フォメーションビジネス事業部情報 ソリューション部部長就任 2015年10月 当社入社 営業部長就任 2018年3月 当社取締役就任 営業部長 2019年1月 当社取締役 セールス&マーケティング 部長 2019年12月 当社取締役(現任)	(注)3	28,250
取締役	櫻井 稚子	1973年5月1日	2002年1月 (株)ジェンス(現(株)ABC Cooking Studio)入社 2012年10月 同社スタジオ戦略本部長就任 2013年4月 同社取締役副社長就任 2013年7月 同社代表取締役社長就任 2014年12月 (株)DEFアニバーサリー社外取締役就任 (現任) 2015年7月 ABC Cooking Studio KOREA CO.,Ltd. 代表取締役社長就任 2017年1月 (株)NTTドコモ入社 ライフサポートビ ジネス推進部(現スマートライフ推 進部)担当部長就任(現任) 2018年6月 オイシックスドット大地(株)(現オイ シックス・ラ・大地(株))社外取締役 就任(現任) 2018年12月 (株)トレタ社外取締役就任(現任) 2019年2月 当社社外取締役(監査等委員)就任 2020年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木 さなえ	1974年1月24日	1997年4月 (株)NEC情報システムズ(現 NECソ リューションイノベータ(株))入社 1998年8月 SAPジャパン(株)入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ(株)入社 2015年3月 当社取締役就任 2020年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現 任)	(注)4	68,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	田中 正則	1957年5月27日	1980年4月 ㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルートホールディングス）入社 2005年3月 ㈱リクルートスタッフィング情報サービス取締役就任 2005年4月 ㈱リクルートスタッフィング執行役員就任 2009年1月 ㈱リクルートスタッフィング情報サービス代表取締役就任 2010年6月 ㈱博展代表取締役就任 2010年6月 財団法人水産無脊椎動物研究所（現公益財団法人水産無脊椎動物研究所）評議員就任 2014年6月 ㈱フォローワンズハート設立 代表取締役就任（現任） 2017年1月 レジェンダ・コーポレーション㈱取締役就任（現任） 2018年3月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年5月 公益財団法人水産無脊椎動物研究所理事就任（現任）	(注)4	30,000
取締役 (監査等委員)	仙石 実	1974年7月30日	2002年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年7月 税理士法人AKJパートナーズ 入所 2012年7月 ヒカリトラスト合同会社（現 南青山インサイト㈱）設立 代表社員就任 2013年3月 南青山FAS㈱設立 代表取締役就任（現任） 2013年4月 南青山税理士法人設立 代表社員就任（現任） 2015年4月 南青山ヒューマンリソース㈱（現南青山インサイト㈱）代表取締役就任（現任） 2015年12月 ㈱コンコース 監査役就任 2016年11月 南青山HR㈱（現 南青山リーダーズ㈱）代表取締役就任（現任） 2016年12月 ㈱コンコース 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2017年5月 ㈱エターナル 監査役就任（現任） 2017年9月 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会 理事就任 2018年2月 ShineWing Japan有限責任監査法人設立 代表社員就任（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)5	-
計					272,500

- (注) 1. 2018年3月30日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 田中正則、仙石実は、社外取締役であります。
3. 2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年6月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役田中正則は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、主にコンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。なお、同氏は当社株式を30,000株保有しております。また、同氏の兼職先であるレジェンダ・コーポレーション株式会社と当社との間にはビジネスチャットサービスにおけるInCircle利用の取引関係があります。なお、同氏と当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役仙石実は、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めているものではありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役2名の全員を監査等委員として選任しており、当社の監査等委員会は3名で構成されております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席及び監査等委員会への出席を通して、経営の監督を行うとともに、経営者及び内部監査部門から業務執行状況や内部統制の状況について報告を受け、独立した立場から業務執行の適法性及び妥当性及び内部統制の状況について情報交換や意見交換、助言等を行っております。

監査等委員会は会計監査人と定期的に会合し、監査計画、監査上の課題、監査結果などについて双方向での情報交換を行い、緊密な連携の強化に努めております。また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門の三者間においても定期的な会合を行うなど、連携をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は本書提出日現在、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。

監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監督しております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

② 内部監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。監査の結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する体制となっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

三浦 太
 江下 聖

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他3名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人に求められる専門性、品質管理体制の適切性、当社グループの事業の理解度及び独立性を総合的に勘案して、EY新日本有限責任監査法人が適任であると判断して、選定しております。

監査等委員会は、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合は、監査等委員全員の同意を得て解任いたします。また、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討いたします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証することとしております。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、独立性や監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項等について、会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行います。

2020年3月に監査等委員会が上記の方法に基づき、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると評価いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	-	20,160	1,200

(注) 当事業年度における非監査業務の内容は、新規上場に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」(コンフォートレター)作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young)に対する報酬 (a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査公認会計士と協議の上、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認めためたためであります。

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士により提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案して協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

当社の役員の報酬等の額は、2018年3月30日開催の定時株主総会で定められた報酬限度内において、監査等委員である取締役については監査等委員全員の同意で報酬額を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役会の決議に基づき、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、代表取締役社長に一任して決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	28,488	28,488	-	-	3
監査等委員(社外取締 役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	5,500	5,500	-	-	4

(注) 「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況」における役員の員数は本書提出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。また上記金額には、使用人兼務役員の使用人分の給与等は含まれておりません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

- (5) 【株式の保有状況】
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、同機構や専門的な情報を有する団体等が主催する研修等への参加及び会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	261,775	835,133
売掛金	125,505	232,910
前渡金	9,974	-
前払費用	15,399	38,089
その他	3,267	500
貸倒引当金	△106	△1,814
流動資産合計	415,816	1,104,819
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,395	1,395
減価償却累計額	△108	△434
建物（純額）	1,286	960
工具、器具及び備品	597	1,042
減価償却累計額	△149	△484
工具、器具及び備品（純額）	448	557
有形固定資産合計	1,734	1,518
無形固定資産		
ソフトウェア	43,505	91,554
ソフトウェア仮勘定	59,489	-
無形固定資産合計	102,994	91,554
投資その他の資産		
差入保証金	18,141	51,623
繰延税金資産	8,386	18,148
投資その他の資産合計	26,527	69,772
固定資産合計	131,257	162,845
資産合計	547,073	1,267,664

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,803	113,784
1年内返済予定の長期借入金	30,000	-
未払金	14,541	55,139
未払費用	5,763	6,665
未払法人税等	15,068	46,330
前受金	26,147	17,097
預り金	1,510	3,294
その他	48	18,231
流動負債合計	165,881	260,544
固定負債		
長期借入金	42,500	-
固定負債合計	42,500	-
負債合計	208,381	260,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	177,000	448,924
資本剰余金		
資本準備金	153,000	424,924
資本剰余金合計	153,000	424,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,192	133,396
利益剰余金合計	9,192	133,396
自己株式	△500	△500
株主資本合計	338,692	1,006,745
新株予約権	-	374
純資産合計	338,692	1,007,120
負債純資産合計	547,073	1,267,664

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	1,120,914	1,450,882
売上原価	689,613	859,826
売上総利益	431,300	591,055
販売費及び一般管理費	※2,※3 330,663	※2,※3 400,521
営業利益	100,636	190,533
営業外収益		
受取利息	2	2
還付加算金	10	40
その他	2	24
営業外収益合計	15	68
営業外費用		
支払利息	※1 1,603	841
為替差損	855	1,576
株式公開費用	3,000	18,179
その他	0	-
営業外費用合計	5,459	20,596
経常利益	95,192	170,004
特別損失		
固定資産除却損	-	※4 9,463
特別損失合計	-	9,463
税引前当期純利益	95,192	160,541
法人税、住民税及び事業税	12,561	46,099
法人税等調整額	△4,706	△9,762
法人税等合計	7,854	36,337
当期純利益	87,338	124,204

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	27,232	4.8	76,600	8.9
II 経費		541,481	95.2	783,225	91.1
当期総費用		568,713	100.0	859,826	100.0
期首仕掛品たな卸高		120,900		-	
合計		689,613		859,826	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
売上原価		689,613		859,826	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
通信利用料	447,230千円	通信利用料	624,135千円
外注費	84,207 "	外注費	113,805 "
減価償却費	8,245 "	減価償却費	40,672 "

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	177,000	153,000	153,000	△78,146	△78,146	△500	251,353	-	251,353
当期変動額									
当期純利益				87,338	87,338		87,338		87,338
当期変動額合計	-	-	-	87,338	87,338	-	87,338	-	87,338
当期末残高	177,000	153,000	153,000	9,192	9,192	△500	338,692	-	338,692

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	177,000	153,000	153,000	9,192	9,192	△500	338,692	-	338,692
当期変動額									
新株の発行	271,357	271,357	271,357				542,715		542,715
新株の発行（新株予約権の行使）	566	566	566				1,133		1,133
当期純利益				124,204	124,204		124,204		124,204
新株予約権の発行							-	374	374
当期変動額合計	271,924	271,924	271,924	124,204	124,204	-	668,053	374	668,428
当期末残高	448,924	424,924	424,924	133,396	133,396	△500	1,006,745	374	1,007,120

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	95,192	160,541
減価償却費	8,755	42,094
株式公開費用	-	18,179
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△154	1,708
受取利息	△2	△2
支払利息	1,603	841
固定資産除却損	-	9,463
売上債権の増減額(△は増加)	△7,437	△107,405
たな卸資産の増減額(△は増加)	130,572	-
前渡金の増減額(△は増加)	△4,235	9,974
前払費用の増減額(△は増加)	△13,868	△22,689
未収消費税等の増減額(△は増加)	6,568	3,266
仕入債務の増減額(△は減少)	△37,553	46,942
未払金の増減額(△は減少)	△4,795	39,910
未払費用の増減額(△は減少)	2,370	1,590
未払消費税等の増減額(△は減少)	-	17,667
前受金の増減額(△は減少)	△69,781	△9,049
その他	961	5,969
小計	108,196	219,002
利息の受取額	2	2
利息の支払額	△1,603	△841
法人税等の支払額	△1,079	△19,446
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,514	198,717
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△597	△444
無形固定資産の取得による支出	△89,827	△44,270
差入保証金の差入による支出	-	△34,187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△90,424	△78,903
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	90,000	-
長期借入金の返済による支出	△116,134	△72,500
株式の発行による収入	-	541,827
新株予約権の発行による収入	-	374
株式公開費用による支出	-	△16,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,134	453,544
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△11,044	573,358
現金及び現金同等物の期首残高	272,819	261,775
現金及び現金同等物の期末残高	※ 261,775	※ 835,133

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」8,230千円は、投資その他の資産の「繰延税金資産」8,386千円に含めて表示しております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において本社移転に関する決議をいたしました。この本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額277千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、資産除去債務の計上については、従来より負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
関係会社への支払利息	448千円	- 千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14.1%、当事業年度14.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85.9%、当事業年度85.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給料手当	102,941千円	108,689千円
広告宣伝費	37,600 "	49,063 "
業務委託費	18,715 "	19,430 "
減価償却費	510 "	1,422 "
貸倒引当金繰入額	△59 "	1,708 "

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	30,250千円	31,657千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
ソフトウェア	- 千円	9,463千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	68,000	-	-	68,000
合計	68,000	-	-	68,000
自己株式				
普通株式	1,000	-	-	1,000
合計	1,000	-	-	1,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1, 2	68,000	3,874,900	-	3,942,900
合計	68,000	3,874,900	-	3,942,900
自己株式				
普通株式(注)1, 3	1,000	49,000	-	50,000
合計	1,000	49,000	-	50,000

(注) 1. 当社は、2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

2. 発行済株式数の増加は、株式分割(1株につき50株の割合で分割)により3,332,000株、上場に伴う公募増資により450,000株、オーバーアロットメントによる第三者割当増資により91,200株、新株予約権の行使により1,700株増加したものであります。

3. 自己株式数の増加は、株式分割(1株につき50株の割合で分割)により49,000株増加したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	374
	合計	-	-	-	-	-	374

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	261,775千円	835,133千円
現金及び現金同等物	261,775千円	835,133千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて借入による調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金については、1年以内の支払期日であります。長期借入金の使途は主として運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 of 未然防止に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	261,775	261,775	-
(2) 売掛金	125,505		
貸倒引当金 (※1)	△106		
売掛金 (純額)	125,398	125,398	-
(3) 差入保証金	18,141	18,120	△21
資産計	405,315	405,294	△21
(4) 買掛金	72,803	72,803	-
(5) 未払金	14,541	14,541	-
(6) 長期借入金 (※2)	72,500	72,524	24
負債計	159,844	159,868	24

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	835,133	835,133	-
(2) 売掛金	232,910		
貸倒引当金 (※1)	△1,814		
売掛金 (純額)	231,095	231,095	-
(3) 差入保証金	51,623	51,682	58
資産計	1,117,853	1,117,912	58
(4) 買掛金	113,784	113,784	-
(5) 未払金	55,139	55,139	-
負債計	168,924	168,924	-

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様に新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,775	-	-	-
売掛金	125,505	-	-	-
差入保証金	-	-	18,141	-
合計	387,280	-	18,141	-

当事業年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	835,133	-	-	-
売掛金	232,910	-	-	-
差入保証金	17,436	-	34,187	-
合計	1,085,480	-	34,187	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,000	30,000	12,500	-	-	-
合計	30,000	30,000	12,500	-	-	-

当事業年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社取締役2名 当社従業員9名	当社取締役1名 当社従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 157,000株	普通株式 35,500
付与日	2017年2月15日	2017年5月16日	2018年1月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。
対象勤務期間	自 2017年2月15日 至 2019年2月28日	自 2017年5月16日 至 2019年5月31日	自 2018年1月19日 至 2020年1月19日
権利行使期間	自 2019年3月1日 至 2026年12月28日	自 2019年6月1日 至 2026年12月28日	自 2020年1月20日 至 2027年12月24日

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名	当社従業員2名	当社取締役(監査等委員 である)2名 当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,000株	普通株式 25,000株	普通株式 10,000株
付与日	2018年2月15日	2018年3月31日	2018年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。
対象勤務期間	自 2018年2月15日 至 2020年2月15日	自 2018年3月31日 至 2020年3月31日	自 2018年4月14日 至 2020年4月14日
権利行使期間	自 2020年2月16日 至 2027年12月24日	自 2020年4月1日 至 2028年3月29日	自 2020年4月15日 至 2028年3月29日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名	社外協力者1名	社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 30,000株	普通株式 25,000株	普通株式 10,000株
付与日	2019年3月29日	2019年3月29日	2019年5月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。
対象勤務期間	自 2019年3月30日 至 2021年3月29日	対象期間の定めはありま せん。	対象期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2021年3月30日 至 2029年3月28日	自 2019年3月30日 至 2029年3月28日	自 2019年5月23日 至 2029年3月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月1日付で行った1株を50株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	50,000	157,000	34,000
付与	-	-	-
失効	25,000	-	7,500
権利確定	5,000	31,400	-
未確定残	20,000	125,600	26,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	5,000	31,400	-
権利行使	-	1,700	-
失効	-	-	-
未行使残	5,000	29,700	-

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5,000	25,000	10,000
付与	-	-	-
失効	-	20,000	5,000
権利確定	-	-	-
未確定残	5,000	5,000	5,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
前事業年度末	-	-	-
付与	30,000	25,000	10,000
失効	-	-	-
権利確定	-	25,000	10,000
未確定残	30,000	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	25,000	10,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	25,000	10,000

(注) 2019年7月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	667	667	750
行使時平均株価 (円)	-	1,981.65	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-	-

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	750	750	750
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	900	900	900
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年7月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF (Discounted Cash Flow) 法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 441,724千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 2,234千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	6,999千円	- 千円
未払事業税	1,231 "	3,983 "
貸倒引当金	32 "	555 "
ソフトウェア償却超過額	1,695 "	9,377 "
一括償却資産償却超過額	224 "	752 "
差入保証金	- "	301 "
未払金	- "	3,178 "
繰延税金資産小計	10,183千円	18,148千円
評価性引当額	△1,797 "	- "
繰延税金資産合計	8,386千円	18,148千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
評価性引当額	△20.7%	△2.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.3%
住民税均等割	0.3%	0.1%
税額控除	△1.5%	△6.9%
その他	△0.9%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.3%	22.6%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	メッセージングサービス	ビジネスチャットサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	812,559	178,354	130,000	1,120,914

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
807,717	261,498	51,697	1,120,914

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
OPENMARKET LIMITED	253,767	ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業
不動産信用保証株式会社	130,000	ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	メッセージングサービス	ビジネスチャットサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	1,197,040	221,742	32,100	1,450,882

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
1,131,603	242,912	76,365	1,450,882

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
OPENMARKET LIMITED	223,317	ビジネスコミュニケーションプラットフォーム事業

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社のその他の関係会社及び当該その他の関係会社の子会社
 前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	AOSテクノロジーズ㈱	東京都港区	480,000	情報サービス業	(被所有) 直接 32.8	資金の借入	金銭の返済	71,125	-	-
その他の関係会社の子会社	AOSリーガルテック㈱ (現リーガルテック㈱)	東京都港区	51,000	情報サービス業	-	資金の借入	金銭の返済	27,509	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. AOSテクノロジーズ㈱及びAOSリーガルテック㈱(現リーガルテック㈱)は2018年7月4日をもって関連当事者に該当しなくなりました。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	101.10円	258.61円
1株当たり当期純利益	26.07円	35.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	33.96円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	87,338	124,204
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	87,338	124,204
普通株式の期中平均株式数(株)	3,350,000	3,471,562
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	185,886
(うち新株予約権(株))	-	(185,886)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数5,620個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	1,395	-	-	1,395	434	325	960
工具、器具及び備品	597	444	-	1,042	484	335	557
有形固定資産計	1,992	444	-	2,437	919	660	1,518
無形固定資産							
ソフトウェア	54,503	98,240	12,617	140,126	48,571	40,728	91,554
ソフトウェア仮勘定	59,489	38,750	98,240	-	-	-	-
無形固定資産計	113,993	136,990	110,857	140,126	48,571	40,728	91,554

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替額 98,240千円
ソフトウェア仮勘定 自社サービスソフトウェアの機能改善等 38,750千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	30,000	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,500	-	-	-
合計	72,500	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	106	1,814	-	106	1,814

(注) 当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	835,133
合計	835,133

ロ) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
OPENMARKET LIMITED	52,498
SAP Business Services Center Nederland B.V	16,120
(株)伊藤忠テクノソリューションズ(株)	11,272
(株)セールスパートナー	9,223
富士ソフト(株)	8,360
その他	135,436
合計	232,910

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
125,505	1,547,745	1,440,340	232,910	86.0	42.2

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

② 流動負債

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
KDDI(株)	31,846
ソフトバンク(株)	30,858
(株)NTTドコモ	19,563
Amazon Web Services, Inc.	11,542
(株)リンクス	4,432
その他	15,540
合計	113,784

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	636,589	1,010,697	1,450,882
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	-	97,063	159,121	160,541
四半期(当期)純利益 (千円)	-	65,283	106,784	124,204
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	19.49	31.88	35.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	10.21	12.39	4.55

(注) 1. 当社は、2019年10月8日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3箇月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://aicross.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し）2019年9月3日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記（1）に係る訂正届出書を2019年9月19日及び2019年9月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第5期第3四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を2019年10月8日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

A I C R O S S株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江下 聖
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA I C R O S S株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I C R O S S株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。